

# B 医療機関等における 感染拡大防止等支援事業の概要 〈医科・歯科共通〉

2020年6月16日の厚労省事務連絡を協会で整理した。詳細は未確定であり記述も今後変更されることもある。詳細は追ってお知らせする。

## 1. 目的

COVID-19の感染拡大と収束が反復する中で、医療機関等は、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる。院内感染等の拡大を防止しながら医療提供ができるよう支援する。

## 2. 実施者と内容

- (1) 都道府県、市区町村並びにCOVID-19の感染拡大防止等を行う保険医療機関等
- (2) 「COVID-19の疑い患者」と「その他の患者」が混在しない動線確保など院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う医療機関等に対して支援を行う。

## 3. 対象になる経費と上限額

- (1) COVID-19に対応した「感染拡大防止

対策」や「診療体制確保」等に要する費用。

人件費は対象にならない。

## (2) 上限額

- ①無床診療所（医科・歯科）100万円
- ②有床診療所（医科・歯科）200万円
- ③病院 200万円 + 5万円×病床数

## 4. 申請と給付

- (1) 申請の受付時期と受付窓口等は6月末段階では未定。国保連合会が想定されている。
- (2) 2020年4月1日～2021年3月31日までにかかる経費が対象となる見込み。
- (3) 領収書の提出等が検討されている。
- (4) 申請は1回のみ。
- (5) 給付申請時に既に完了している医療機関等においては、概算での申請ではなく、実際に事業に要した額で申請して差し支えない。

## 5. 医療機関の取り組み例・適用見込み例

右表Bを参照

## ●表B 感染拡大防止等支援事業 適用される経費の例

### (1) 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒等の環境整備

- 消毒用エタノール等の消毒薬、除菌剤、抗菌スプレー等の購入
- 空気清浄機、換気扇等（工事費用、設置費用含む）交換
- エアコンのクリーニング
- 医療廃棄物や清掃に要する外部委託費用
- 訪問診療時に使用する物品（移動のための自動車や自転車、訪問鞆等）の定期的・頻回な清拭・消毒等

### [※歯科のみ]ユニット及びその周囲を患者の診療が終わるごとに消毒薬で清拭またはラッピングする。器具等の滅菌用機器を導入する

- 滅菌器、口腔外バキュームの購入
- ラバーダム、口腔内バキューム等の購入
- タービン等の歯科用ハンドピース購入
- エプロン等の衛生用品の購入

### (2) 待合室を混雑させない。予約診療の拡大や整理券の配布等を行う患者に適切な受診の仕方を周知し協力を求める

- 予約システムの導入費

### (3) 発熱等症状を有すCOVID-19疑い患者と他の患者を混在させない動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫等を行う

- ビニールカーテン、アクリル板、パーテーション、ロールカーテン、ブラインド等、動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備
- 検温等（非接触型）を含む機器の購入

### (4) 電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保する

- 訪問診療において医療機関、ケアマネージャー等との患者症状把握を行う等、より密接な連携体制の確保

### (5) 感染防止のための個人防護具等を確保する

- マスク、グローブ、ゴーグル、フェイスシールド、感染防護衣等の衛生用品の購入
- 白衣、スリッパ等の購入

### (6) 医療従事者の院内感染防止対策（研修、健康管理等）を行う